区分	項目	指摘内容	文書指摘 件数
運営	内容及び手続の説明 及び同意	重要事項説明書の以下の点について修正を行うこと。今後については修正を行った重要事項説明書にて同意を得ること。すでに同意を得た通所給付決定保護者については、修正があることを説明し同意を得ること。 (①通常の事業の実施地域を実態に合わせて修正すること。 (②営業時間を実態に合わせて修正すること。 (②営業時間を実態に合わせて修正すること。 (③通所給付決定保護者に対して求める金銭の支払いにおいて、障害児通所給付費等に含まれない費用の徴取に関する内容については、当該費用の内訳を明記すること。 (④事業の主たる対象とする障害の種類が実態と異なるため、修正すること。	4件
運営	契約支給量の報告等	利用に係る契約をした時及び契約内容に変更が生じた時は、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を 市町村に対し遅滞なく報告すること(契約内容報告書の提出)。	5件
運営	サービスの提供の記 録	サービスの提供の記録(個人日誌、日報、ケース記録等)について、サービスの提供をした際は、すべての記録において適切に通所給付決定保護者からの確認(押印・サイン等)を得ること。 サービス提供の実績記録について、事務処理要領において定める記載事項を網羅した様式を使用すること。	2件
運営	障害児通所給付費の 額に係る通知等	法定代理受領により市町村から指定サービスの提供に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所 給付決定保護者に対し当該障害児通所給付費の額を通知すること。	1件
運営	放課後等デイサービ ス計画の作成等	放課後等デイサービス計画の作成に当たって、児童発達支援管理責任者は、すべての障害児について、その希望する生活や課題等の把握(以下「アセスメント」という)を行い、適切な支援内容の検討を行うこと。 放課後等デイサービス計画の作成に係るアセスメント及びモニタリングに当たっては、児童発達支援管理責任者が通所給付決定保護者及び障害児に面接して行い、当該記録において面接実施日及び面接者氏名を明記するなどしてその事実を明確にすること。 サービス提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、放課後等デイサービス計画の原案に対して、児童発達支援管理責任者が各担当者等に意見を求めたことが分かる記録を作成すること。	4件
運営	運営規程	運営規程の以下の点について追記・修正し、当該追記等に係る変更の届け出を市障害福祉課宛でに提出すること。 ①従業者の職種、員数及び職務の内容 ②指定放課後等デイサービスの内容並びに通所決定保護者から受領する費用の種類及びその額 ③通常の事業の実施地域 ④緊急時等における対応方法に関する事項 ⑤非常災害対策に関する事項 ⑥虐待の防止のための措置に関する事項	3件
運営	勤務体制の確保等	従業者の雇用契約書について、職種、勤務場所、兼務関係、常勤・非常勤が不明確なものが散見されたため、これらを明記した雇用契約書や辞令書等を発出するなどして、その勤務体制を明確にすること。 法人代表者であっても作業療法士として勤務している場合は、職種、勤務場所、常勤・非常勤の別、兼務の状況を明記した辞令書等を発出するなどして、その勤務体制を明確にすること。 一部の従業者について、雇用契約書における雇用期間を超過していたにもかかわらず契約更新が行われていなかったため、改めて雇用契約を締結するなどして、日々の勤務時間、職種、勤務場所、常勤・非常勤の別、兼務の状況等について明示すること。 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されること(ハラスメント)を防止するための方針の明確化等の必要な措置(対応マニュアルの策定、相談窓口の設置や研修の実施など)を講じること。	6件
運営	身体拘束等の禁止	身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じること。 ①身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。委員会の開催に当たっては、議事録を作成し、事業所に保管すること。 ②従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。	4件

区分	項目	指摘内容	文書指摘 件数
運営	事故発生時の対応	サービスの提供により発生した事故について、被害を受けた障害児が医療機関等を受診した場合には、当 該障害児の通所給付決定を行っている市町村に対し、すみやかに事故報告書を提出すること。	1件
運営	虐待等の禁止	虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じること。 ①虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知 徹底を図ること。 ②委員会の開催に当たっては、議事録を作成し、事業所に保管すること。	2件
幸促香州	欠席時対応加算	当該加算は、急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合について、電話等により当該障害児の状況を確認し、引き続き当該指定放課後等デイサービス等の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録した場合に算定可能となるが、全利用者について自主精査を行い、相談援助等が行われていないものについては給付費の返還を行うこと。また、今後は、連絡調整その他の相談援助を行った場合についてのみ算定すること。	1件
幸及香州	福祉・介護職員処遇 改善加算 (I)	当該加算は、キャリアパス要件 I、II、II、職場環境等要件の全てを満たすことが算定要件となるが、以下の2点について要件を満たしていなかった。 ①キャリアパス要件Iのイにおける資質向上の目標及びイニにおける研修機会の提供及び資格取得のための支援の計画策定が実施されていなかった。 ②キャリアパス要件IIのイミにおける一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていなかった。 今後は①については書面で整備し市に提出すること。②については、書面で整備又は処遇改善計画書の内容を修正し市に提出すること。また、整備した内容をすべての福祉・介護職員に周知すること。	2件